

計画主体名	北海道厚岸郡厚岸町		
計画期間 実施期間	平成25年～平成26年度 平成25年～平成26年度	総事業費（交付金）	224,150千円（112,075千円）

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	地域活動拠点整備による定住人口の確保と地域間交流を促進する目標としており、基本方針等に適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	第5期厚岸町総合計画（H22～H31）において、コミュニティの育成、農業・農村の持つ多目的機能に対する理解の促進や総合防災対策の強化が挙げられており、町の長期的指針と合致している。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	地域住民からの要望を受け、活性化計画を策定している。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	地域との懇談を通して意見や提言を聴取している。
事業の推進体制は確立されているか	○	産業振興課と各課との連携を図り、事業推進する体制が確立している。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	事業実施により、定住人口の確保に寄与することが見込まれる。
計画期間・実施期間は適切か	○	平成25年度に基本計画策定と実施設計を行い、平成26年度建設工事を行うものである。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	交付率1／2以内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回新規に取り組む事業であり、他事業から切り替えて実施するものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	－	該当しない。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	対応年数は5年以上である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	農山村活性化プロジェクト交付金費用対効果算定要領により算定。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	算定の結果、投資効率は1.0以上である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業実施主体は厚岸町であり、五法指定地域であるため、要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	町が事業主体であり、個人に対する交付及び目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○	現状と今後の見込みを踏まえている。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	地域住民の意見等により利用時期など施設の利用形態を検討している。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	建設地については、利用者の利便性の高い、主要道道付近とし、利用者の利便性は高い。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	当該施設でのイベント等を連携させることで、観光客の立ち寄りも期待できる。

施設の利用や運営等にあたって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	地域の女性団体等の参画による意見等を取り入れるとともに、女性団体への活動支援に行っている。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	平成25年度に基本計画及び実施計画の中で、施設規模や再生エネルギーなどコストの比較検討を行い、適正な事業費精算等を行う。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	建設・整備コストは基本計画策定及び実施計画において十分な検討を行い低減に努める。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	附帯施設(駐車場など)は、基本計画策定及び実施計画で必要な施設規模の検討を行う。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	備品は含んでいない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	主要道道付近に位置し、利便性が高い。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	施設用地は確保されている。(町有地)
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当しない。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—	該当しない。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当しない。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当しない。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当しない。
1年を通して運営される施設であるか	—	該当しない。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当しない。

		—	
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		○	企画・財政部局と協議を行っている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か		○	入札方式は、一般競争入札又は指名競争入札の競争性のある契約方式により適切に行う。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか			
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）		○	町条例により、厚岸町で適正に管理・運営を行う。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか		—	該当しない。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか		—	該当しない。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）		—	該当しない。

注) 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。